



森林境界 明確化事業 (今津町棕川 辻道・中野地区)

説明会

令和6年12月22・23日
高島市役所森林水産課
高島市森林組合
アジア航測株式会社

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



高島市の森林と林業の概要

出典: 令和4年度 滋賀県森林・林業統計要覧

高島市総面積① 69,305ha
(うち琵琶湖の面積② 18,164ha)

陸地面積の72.2%が森林面積

森林面積 36,982ha(林野率 53%)

人工林面積16,412ha(人工林率44%)

間伐実施目標 1年間あたり650ha
(間伐実施面積158ha)

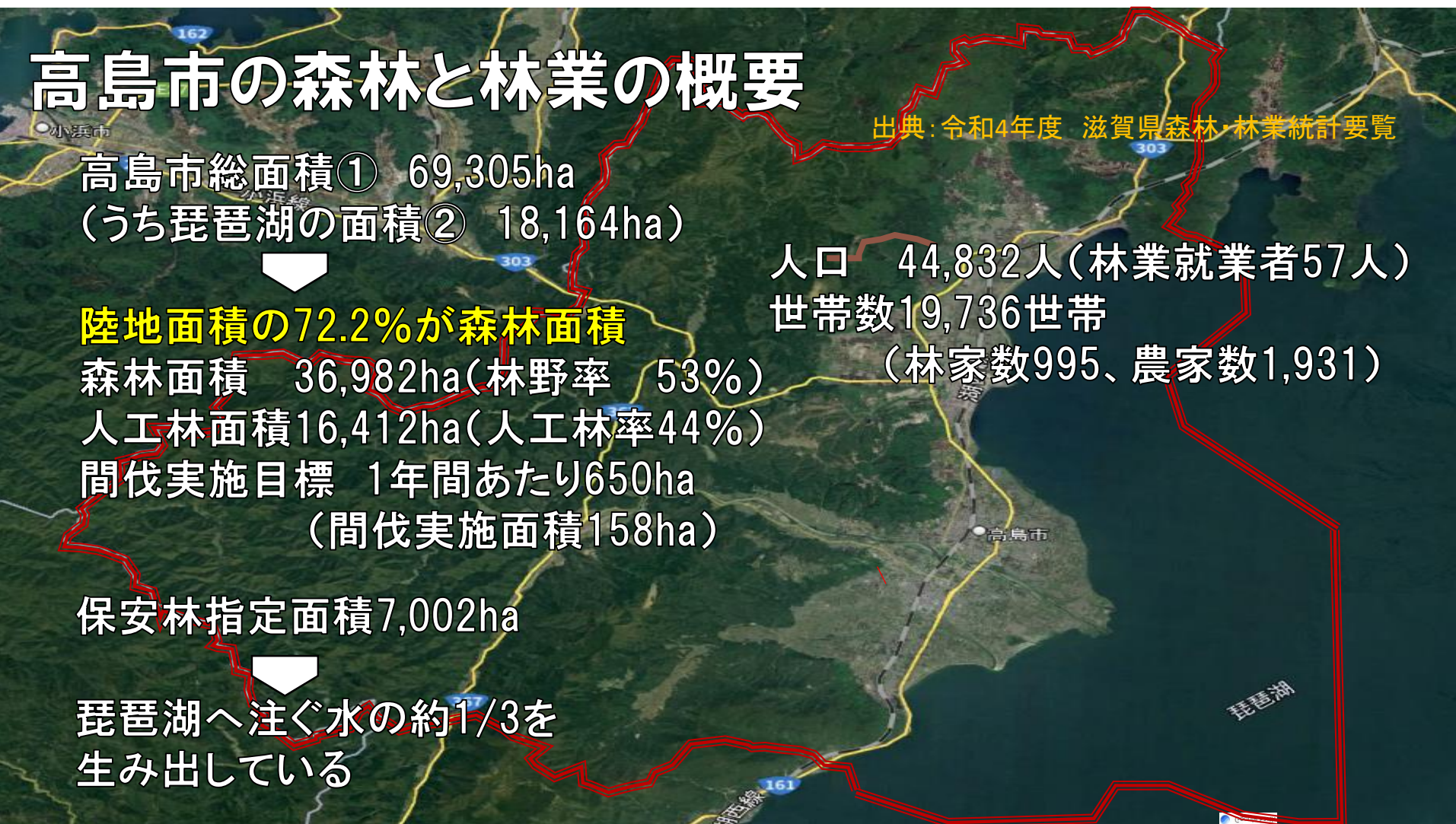
保安林指定面積7,002ha

琵琶湖へ注ぐ水の約1/3を
生み出している

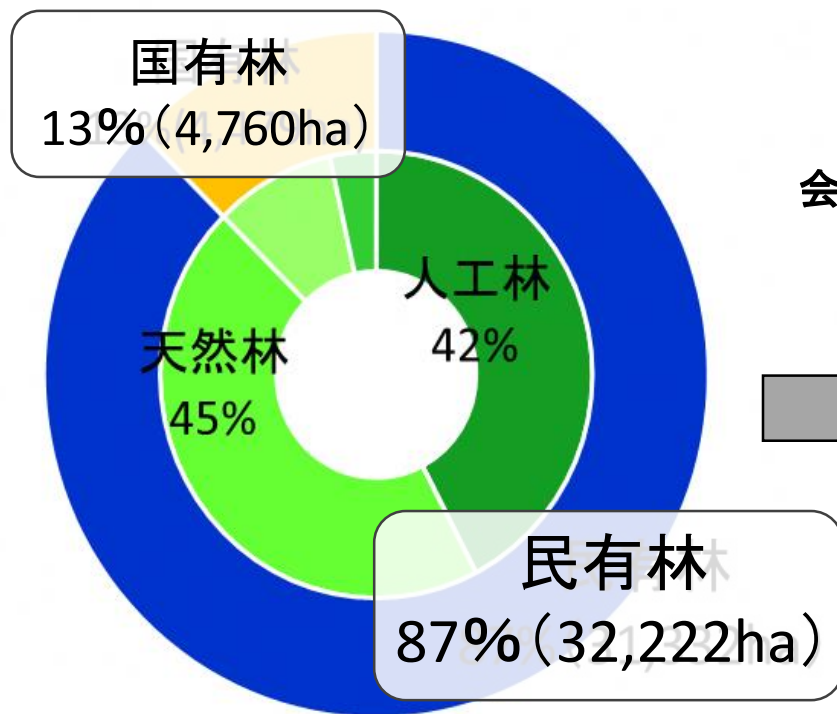
人口 44,832人(林業就業者57人)

世帯数19,736世帯

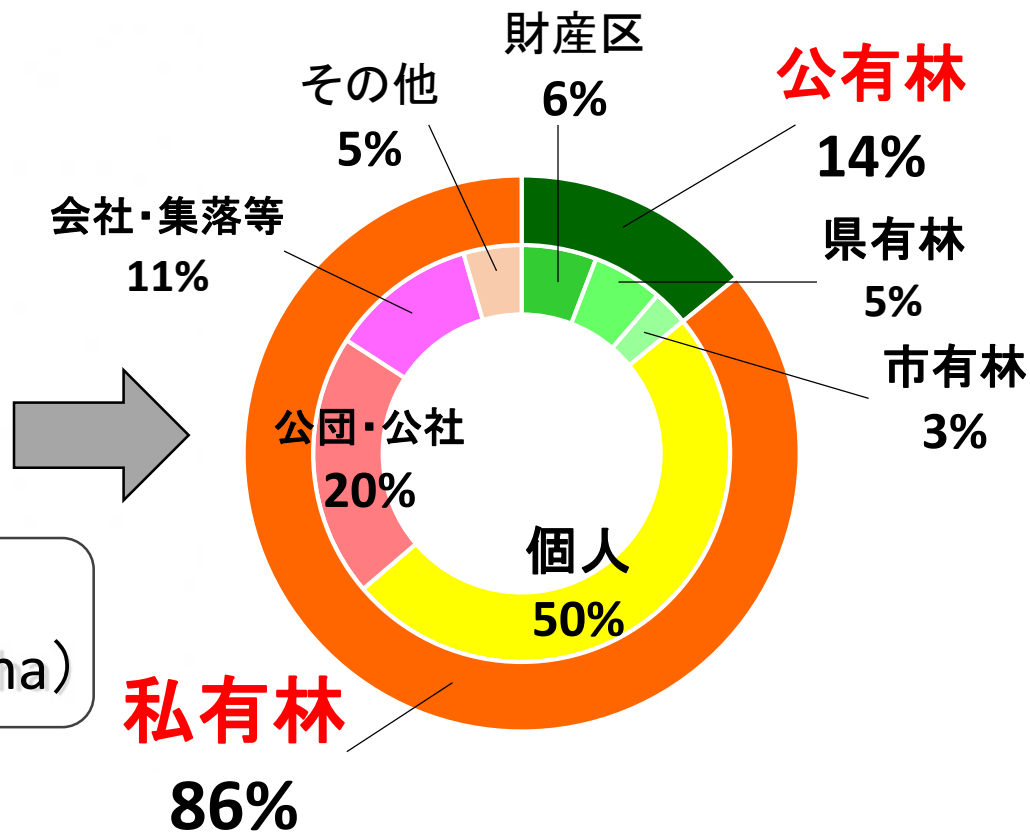
(林家数995、農家数1,931)



高島市の森林の内訳

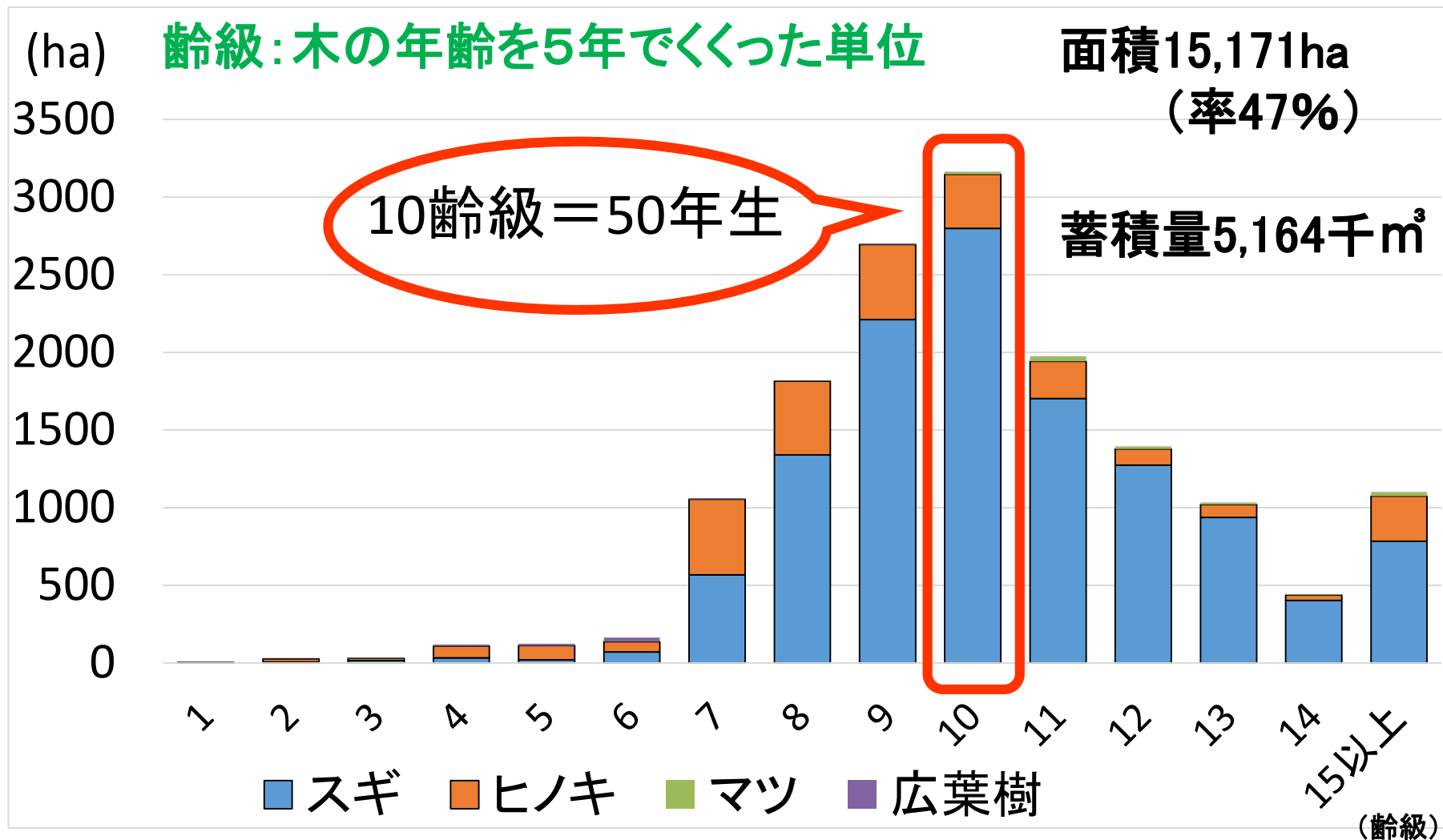


民有林の内訳 (国有林以外の森林)



出典: 令和4年度 滋賀県森林・林業統計要覧

高島市の森林資源(民有林のうち人工林)



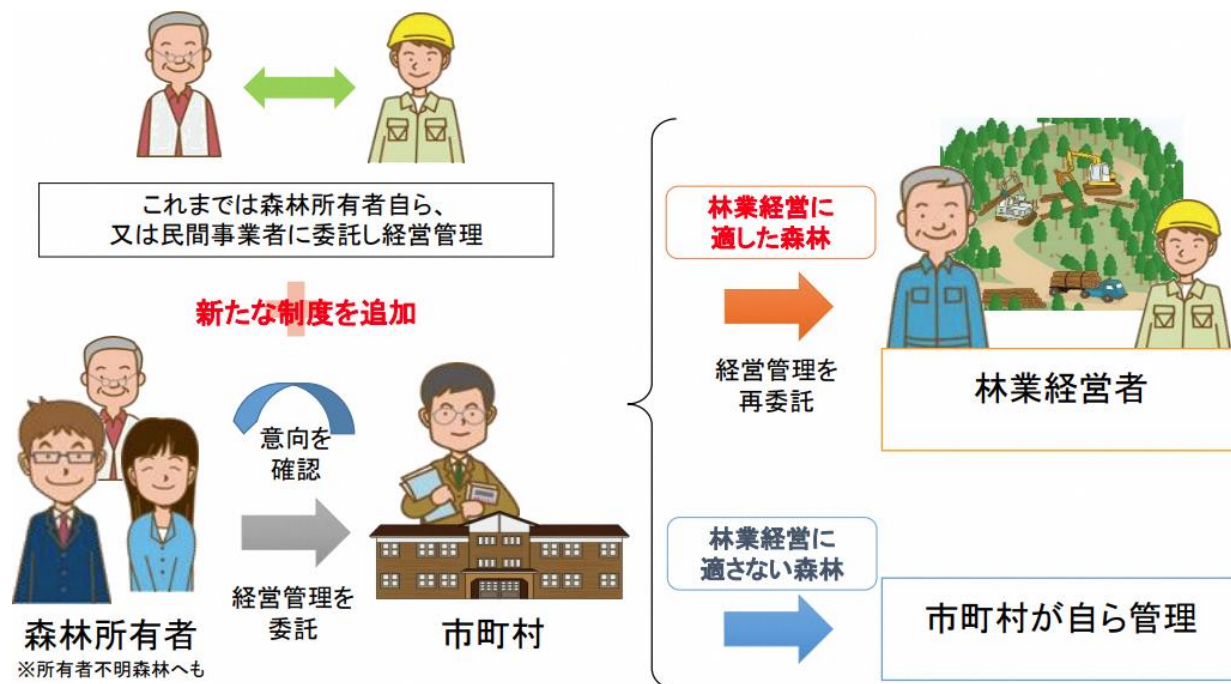
高島市の森林・林業の現況と課題

○近年、木材価格の低迷、森林所有者の高齢化の進展、林業従事者の減少に加え森林所有者を正確に把握できないことにより、手入れされず、山の境界も分からなくなるなど、荒廃する森林の増加が懸念されています。

○上記課題に対応するため、間伐等の施業を集約化するなど、効率的な林業経営が必要です。

○平成31年4月「森林経営管理法」が施行されました。

適切な森林管理が義務化され、集落単位で整備を進める必要があります。



■ 事業概要

課題

※しかし、森林所有者を正確に把握できていないため、意向を確認することが難しい状況です。

現行の資料には課題が多く、森林所有者が不明確です。

◆台帳

【森林簿】

- ・情報の更新がされていない
- ・所有者の漏れがある

【登記簿】

- ・位置の把握が困難
- ・登記の所有者移転がされていない

◆地図

【公図】

- ・非常に古く、形状が不正確

【森林計画図】

- ・地番が記載されていない



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



市町村

(林野庁資料をもとに作成)

■事業目的

○本事業は、市内の森林の境界および所有者を明確にすることで、境界が不明確になることによる災害の発生、森林の多面的機能の発揮に深刻な影響を及ぼさないよう適正な森林の施業に結びつけるため実施します。

※森林組合等が施業を計画している地区について、国県の補助を受けて施業集約化に必要な森林経営計画を策定するため、施業計画地区の森林管理の境界を確認します。

また、直近では施業をする計画がないものの、将来的に施業が行えるように対応できるよう施業計画候補地の森林管理の境界を確認します。

目指す姿



林業を盛り上げ、美しい森林を次世代に繋いでいくためには、森林の所有状況を明確にすることが第一歩です。

今回作成する森林境界（案）は、**森林整備の検討に活用する基礎資料**です。

※法務局の管轄である、**登記情報や公図・地籍図等に影響を与えるものではありません。**

ただし、本事業範囲で地籍調査を実施する際は、**作成した森林境界（案）を参考にする**可能性があります。

※また、本成果品を基に滋賀県が管轄する森林簿情報の修正等が行われることがあります。

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

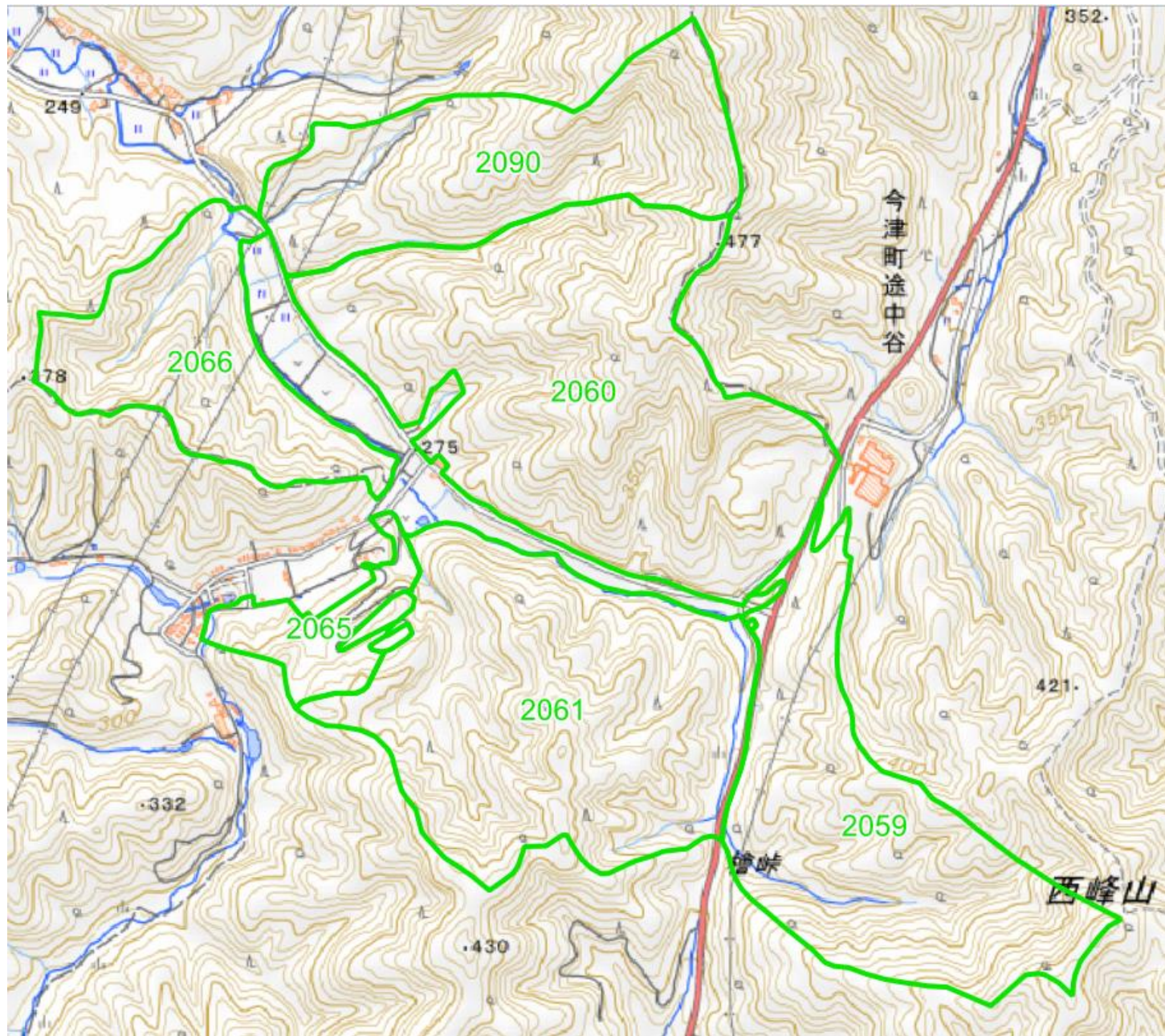
5. 今後の流れ



■ 今回の範囲図



■ 今回の範囲図(林班)



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■ 従来の手法

従来は、森林境界の確認では、現地立会が必須でした。
しかし、所有者様の高齢化が進み、また、世代交代に伴い転出される所有者様が増えておられます。
そのため、現地立会が困難な状況です。

現状



現状



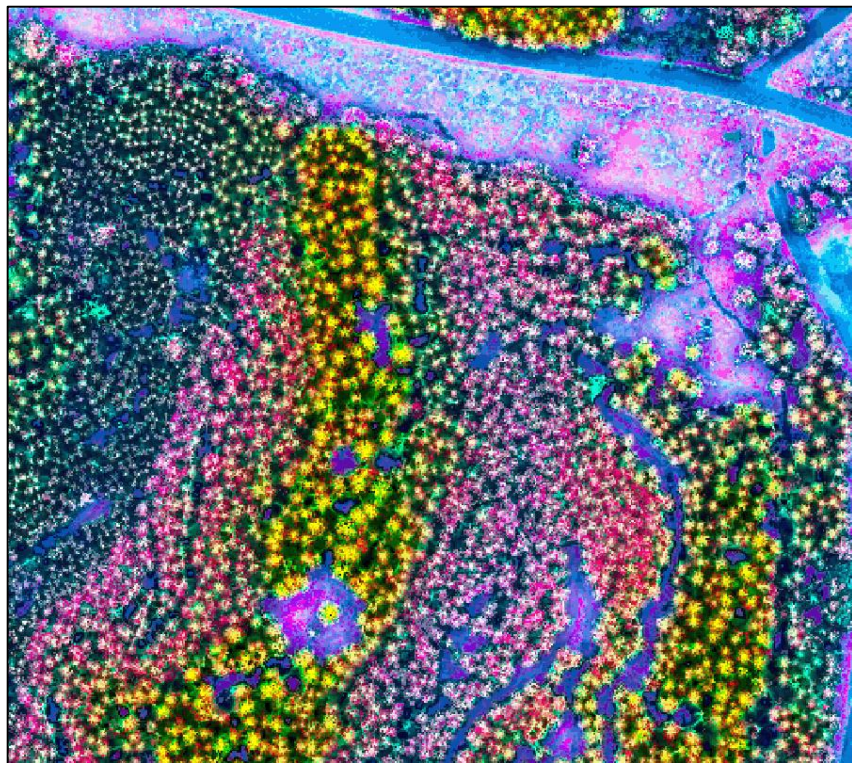
急傾斜地も多く、現地に赴いての確認が困難

■ 新しい技術を用いた森林境界(案)の作成

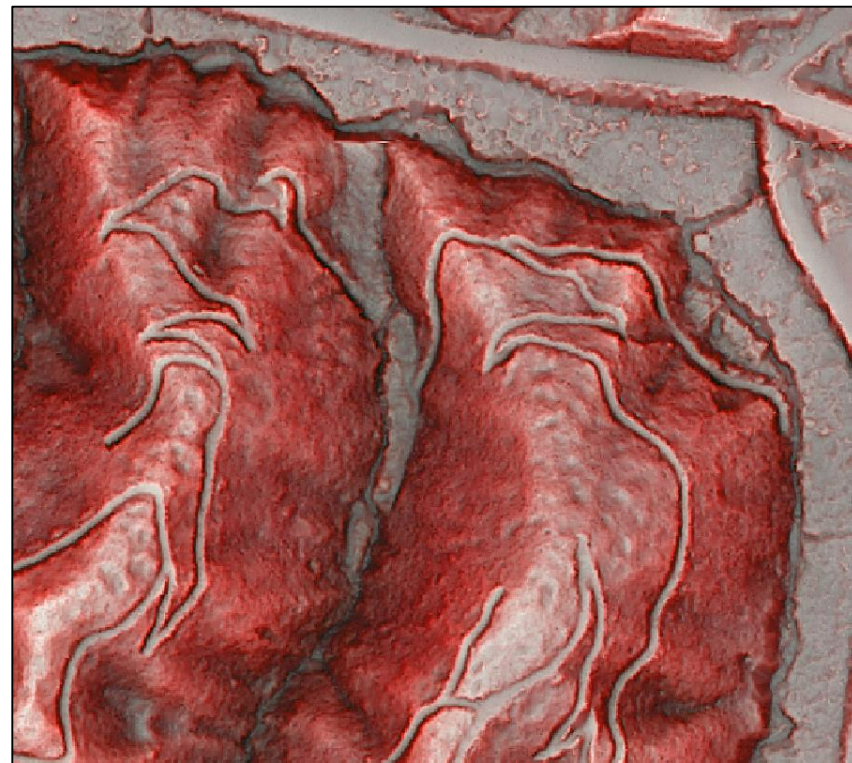
■ 解決策

「樹木を色分けした地図」や「立体感をもたせた地図」といった、最新の地図を用いて山の見える化を実現しました。原則として、現地立会なく森林境界（案）を作成します。

【レーザ林相図】



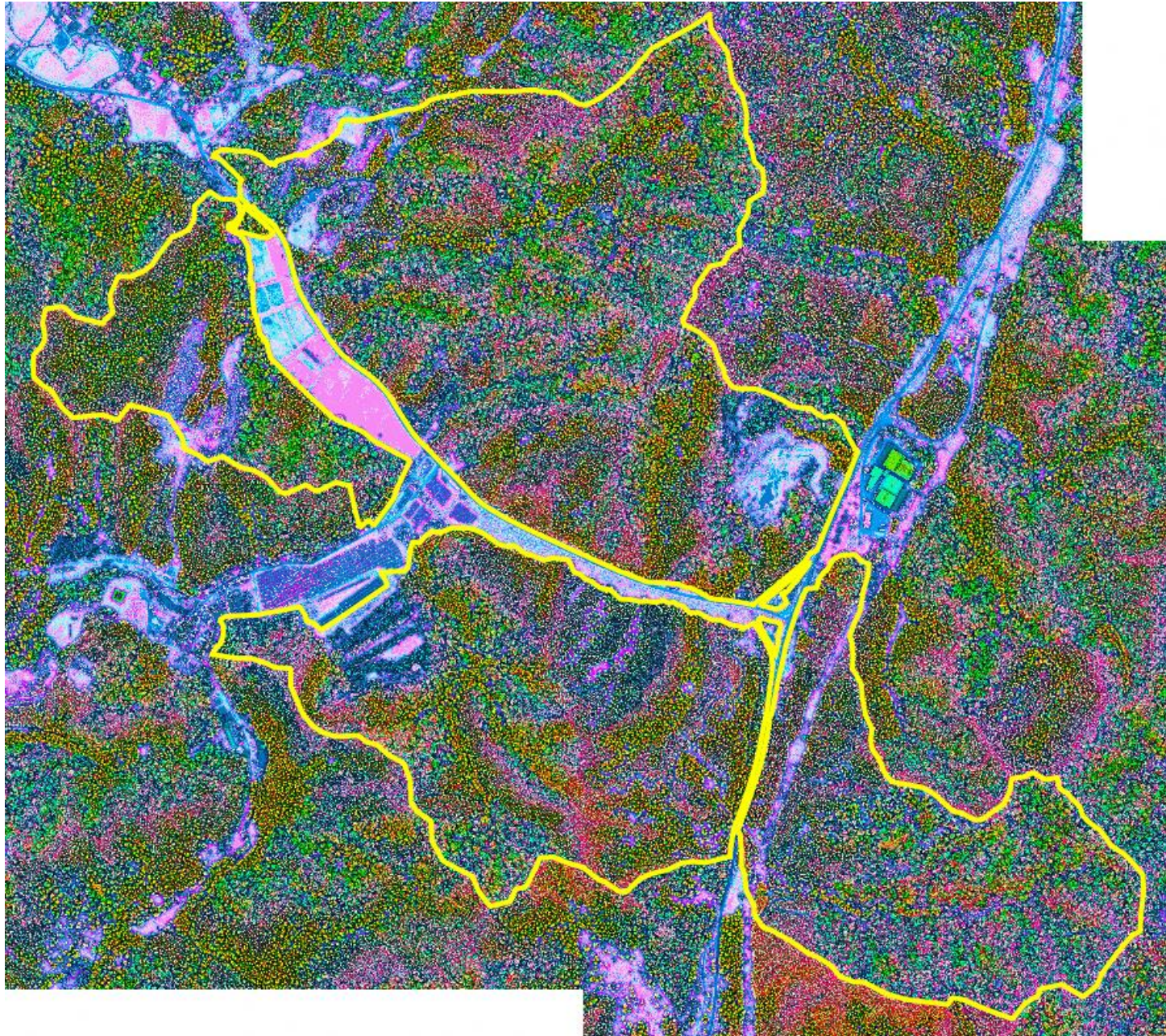
【赤色立体図】



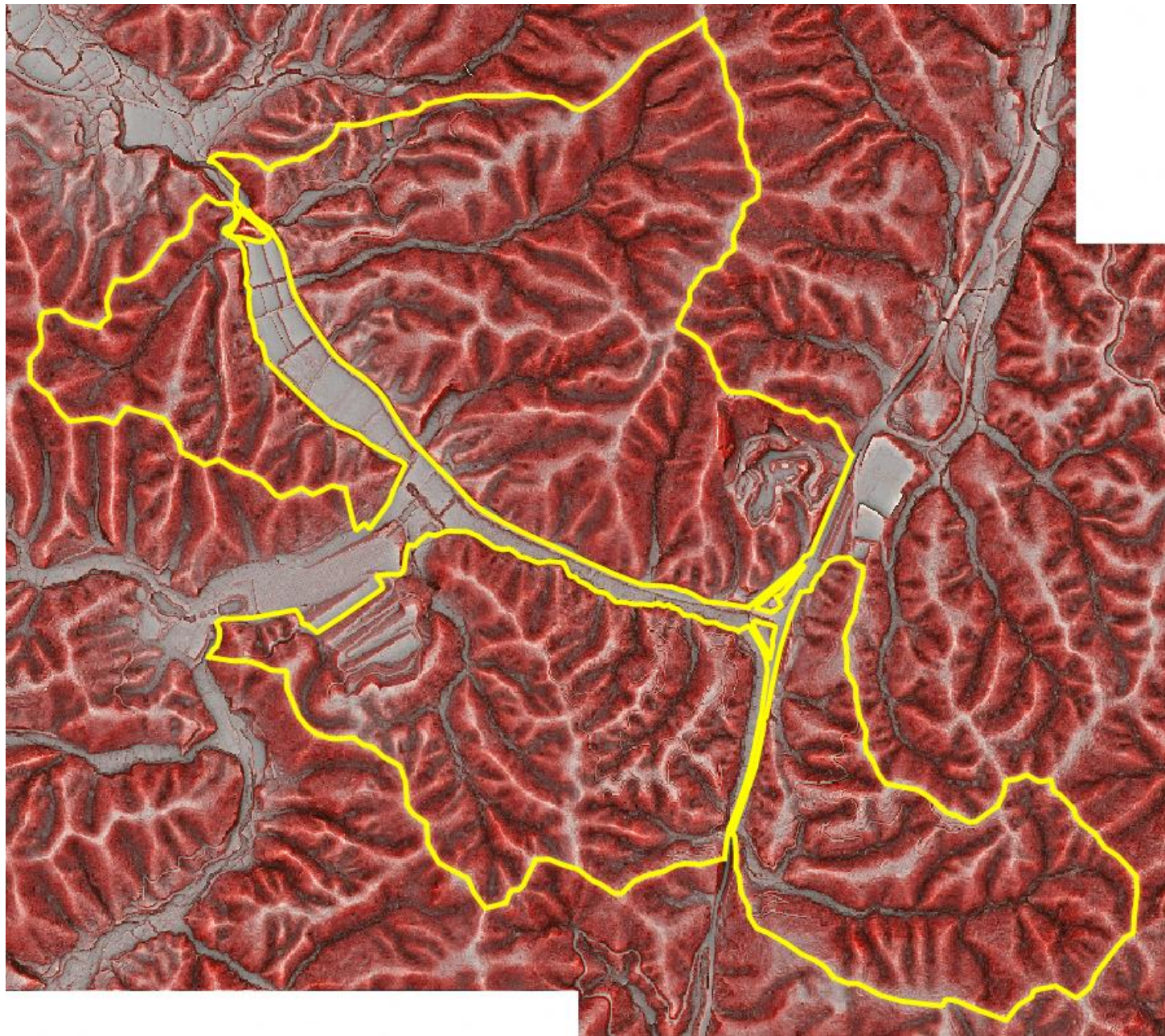
■ 当該地区の航空写真



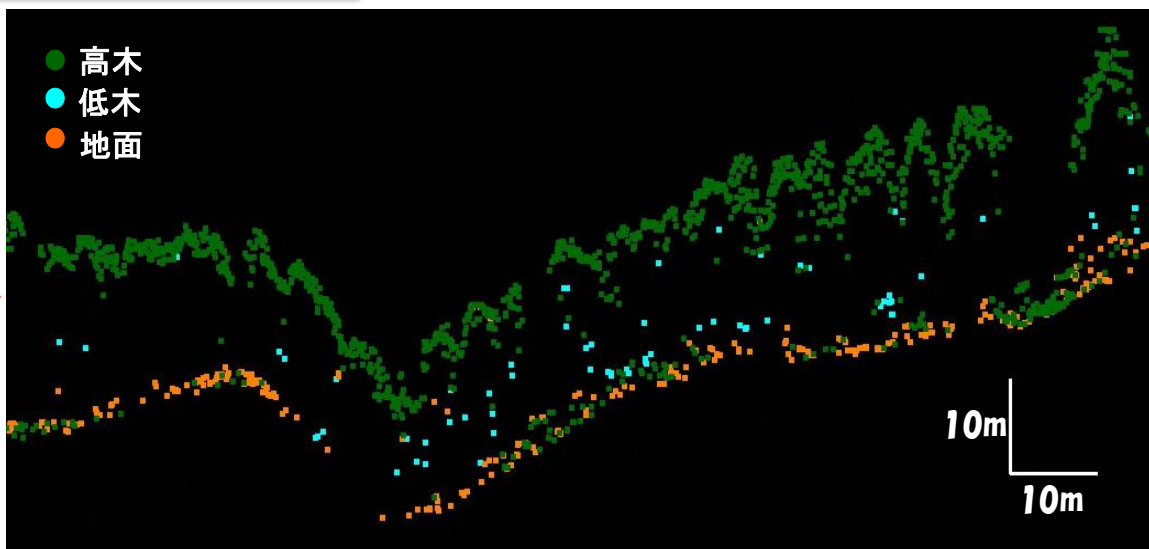
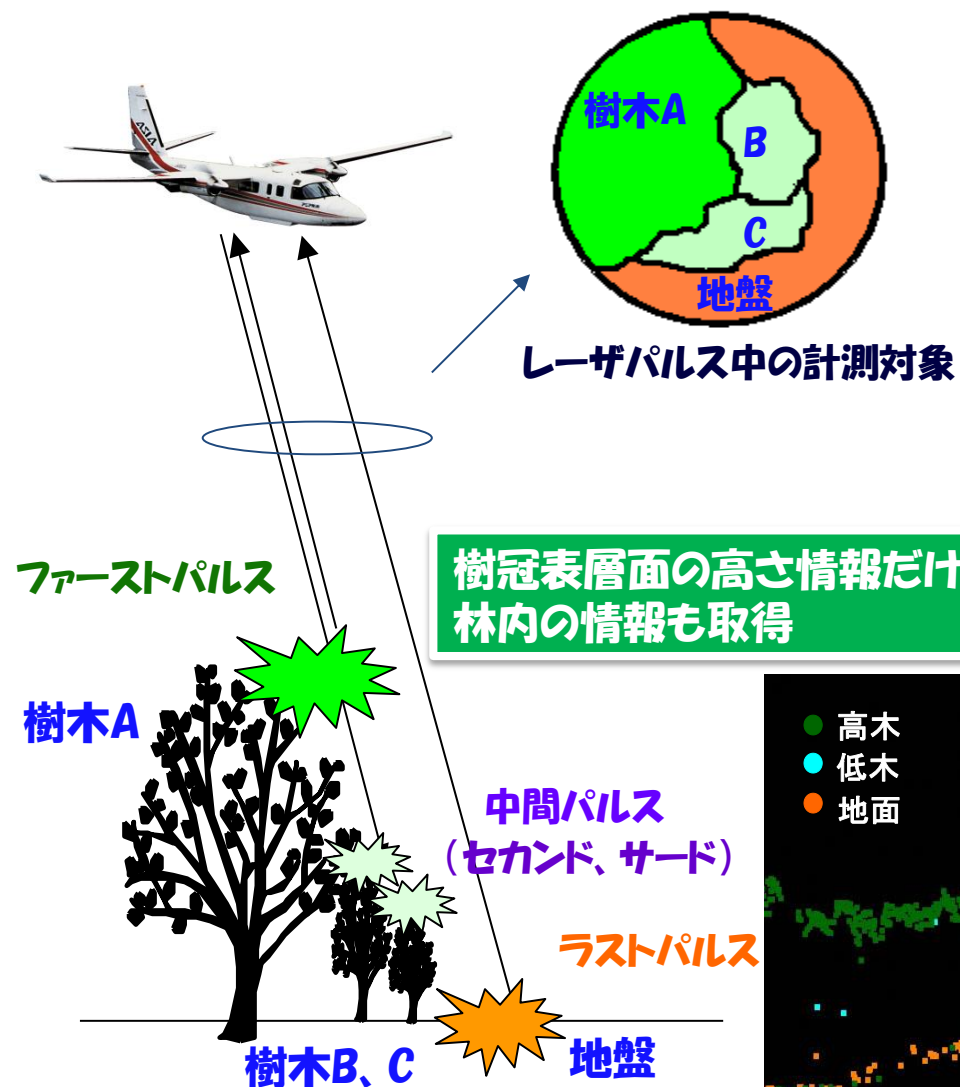
■ 当該地区のレーザ林相図



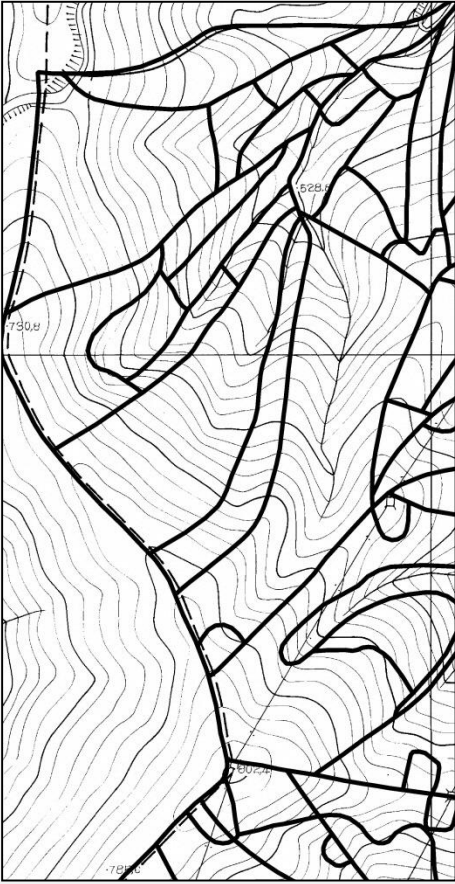
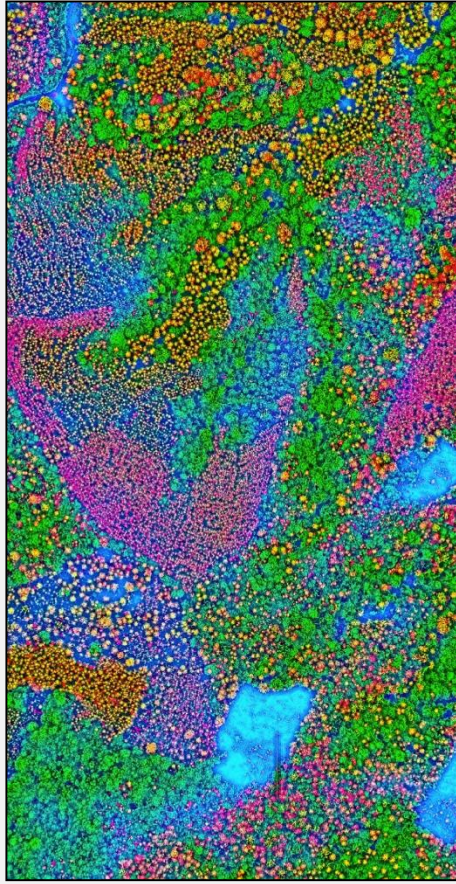
■ 当該地区の赤色立体地図



■ 新しい地図は、航空レーザ測量により作成しました

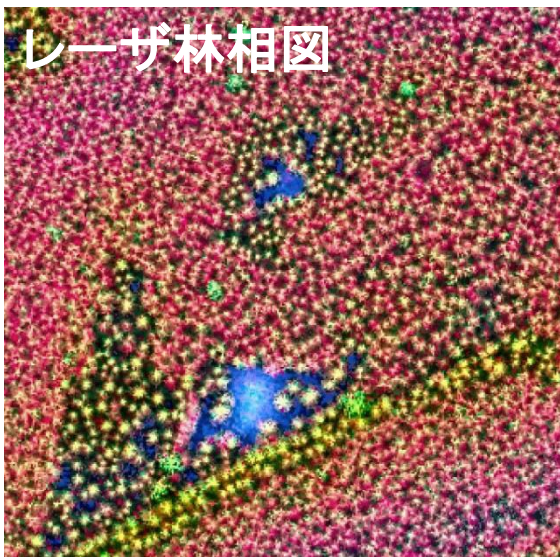


■ 森林境界(案)の作成に用いる地図

森林計画図 (現況把握)	赤色立体図 (地形判読)	航空写真図 (現況把握)	レーザ林相図 (林相判読)
民有林の種別や境界を示す地図	尾根、谷、里道等、「地形」が見える図	森林の現況が見える航空写真図	樹種が色分けされた「林相」が見える図
			

■ レーザ林相図

- 航空写真ではわかりづらい、樹種・林相（樹木の大小、配置など）を、視覚的に把握できる図面です。
- 境界に植えられた特徴的な樹木（境界木）なども確認できます。



列状境界木



境界確認用に
植えられたマツ

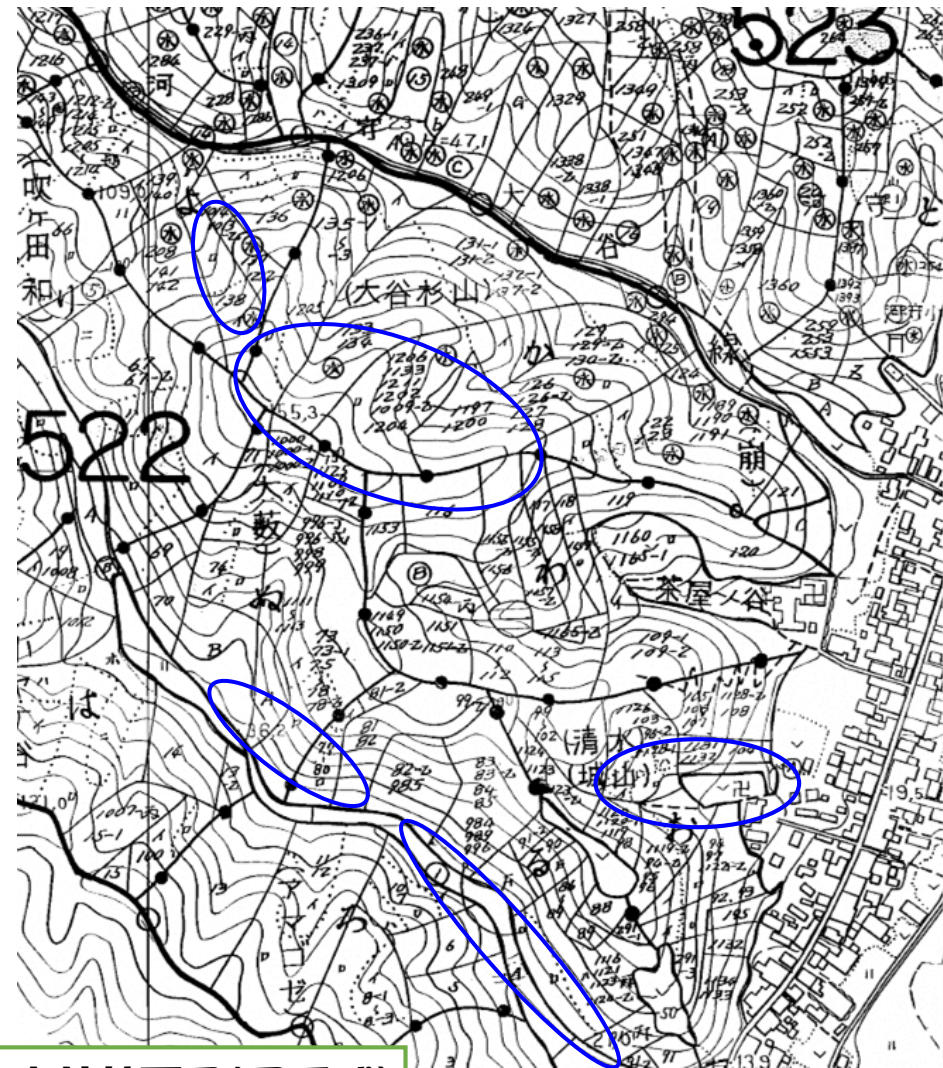
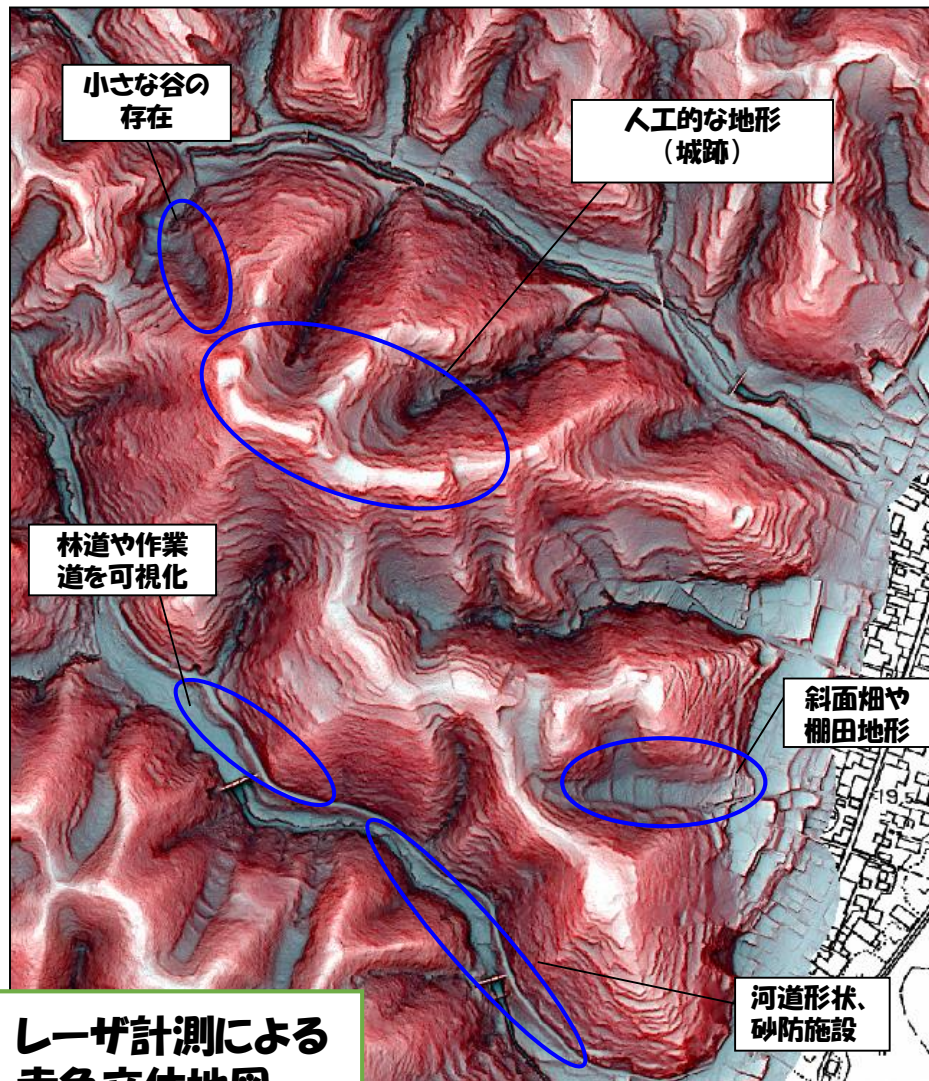


列状境界木(2列のスギ)

— 地籍境界
(国土調査後)

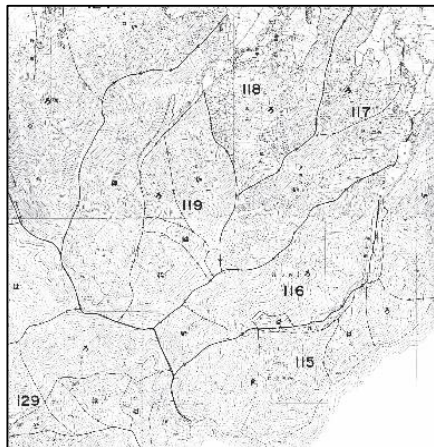
■ 赤色立体地図

森林境界の検討にあたって等高線ではわからなかった、細かい尾根や谷、作業道といった、微地形の位置を正確に表現できます。

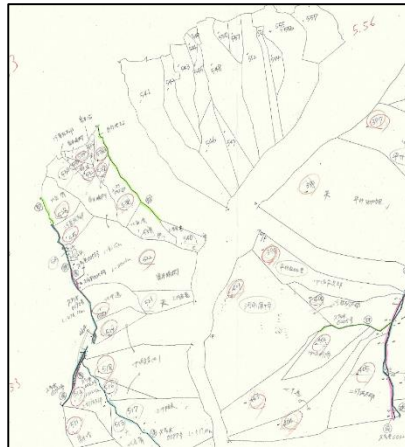


■ 森林境界(案)の作成手順

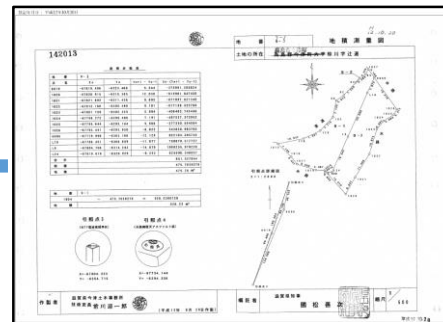
森林簿と森林計画図



登記簿と公図・旧公図



その他収集した資料(例)
地積測量図



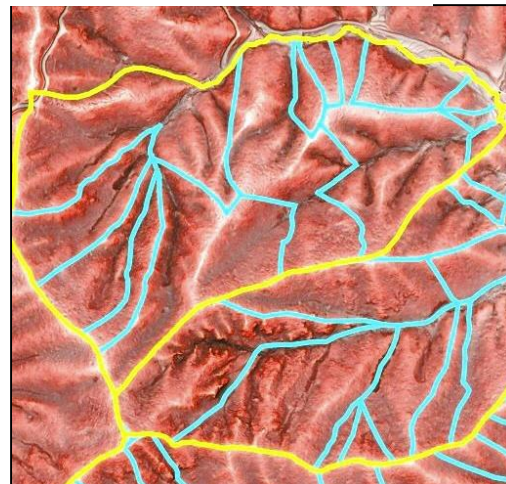
間伐マップ



- ・森林計画図、公図やその他収集した資料を用いて各筆の位置検討をします。
位置がわからない筆は、聞き取りなどを通じて把握します。

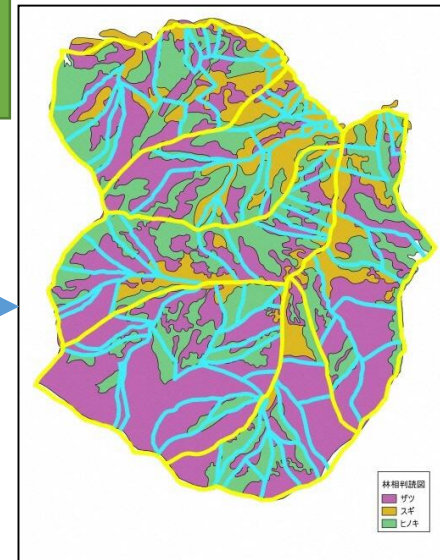
林相、地形の情報

- ・林相や地形を確認し、森林境界(素案)を作成します。



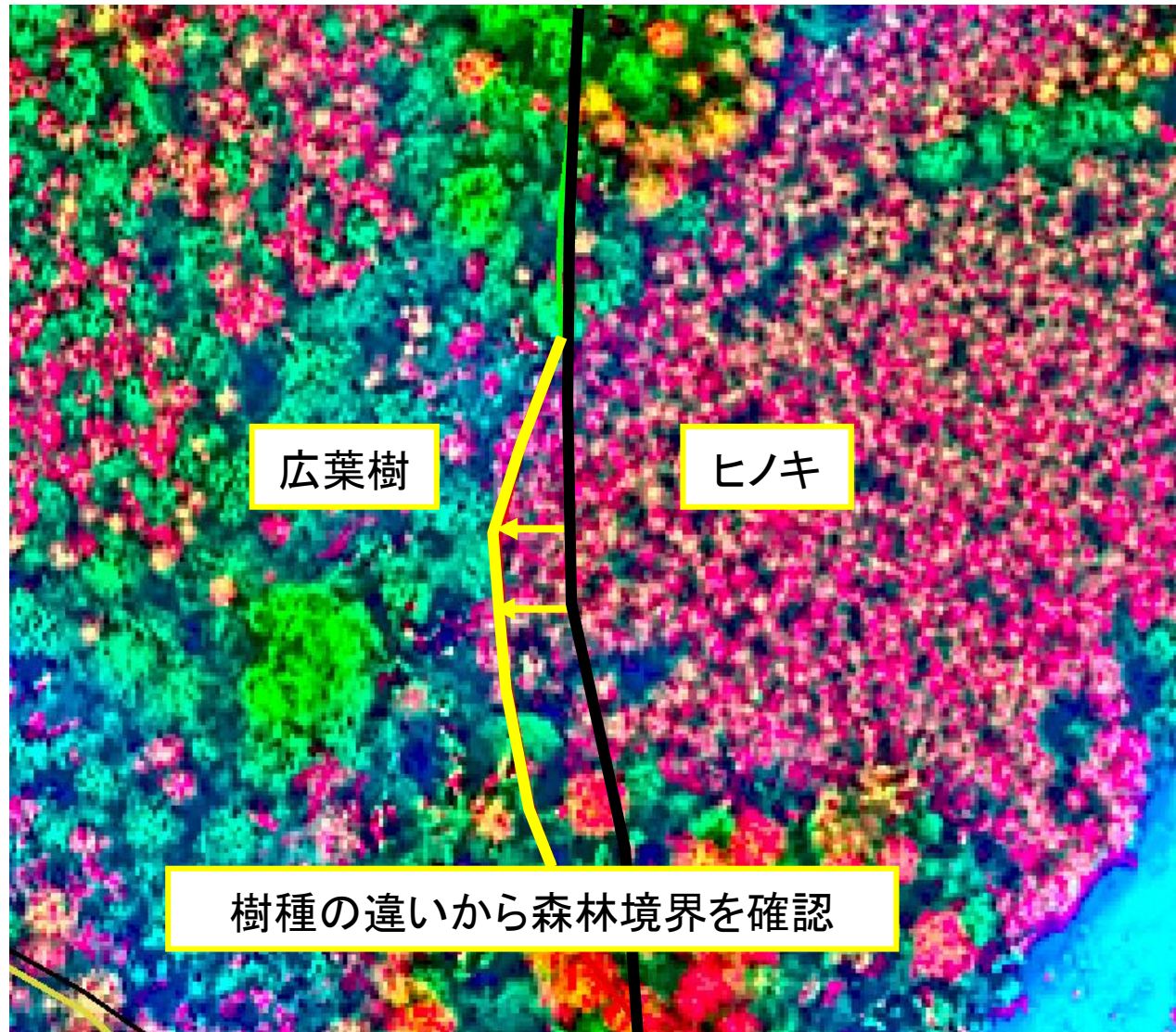
説明会にて所有者
者間で確認・訂正

森林境界(案)



■ 森林境界(案)の確認手法

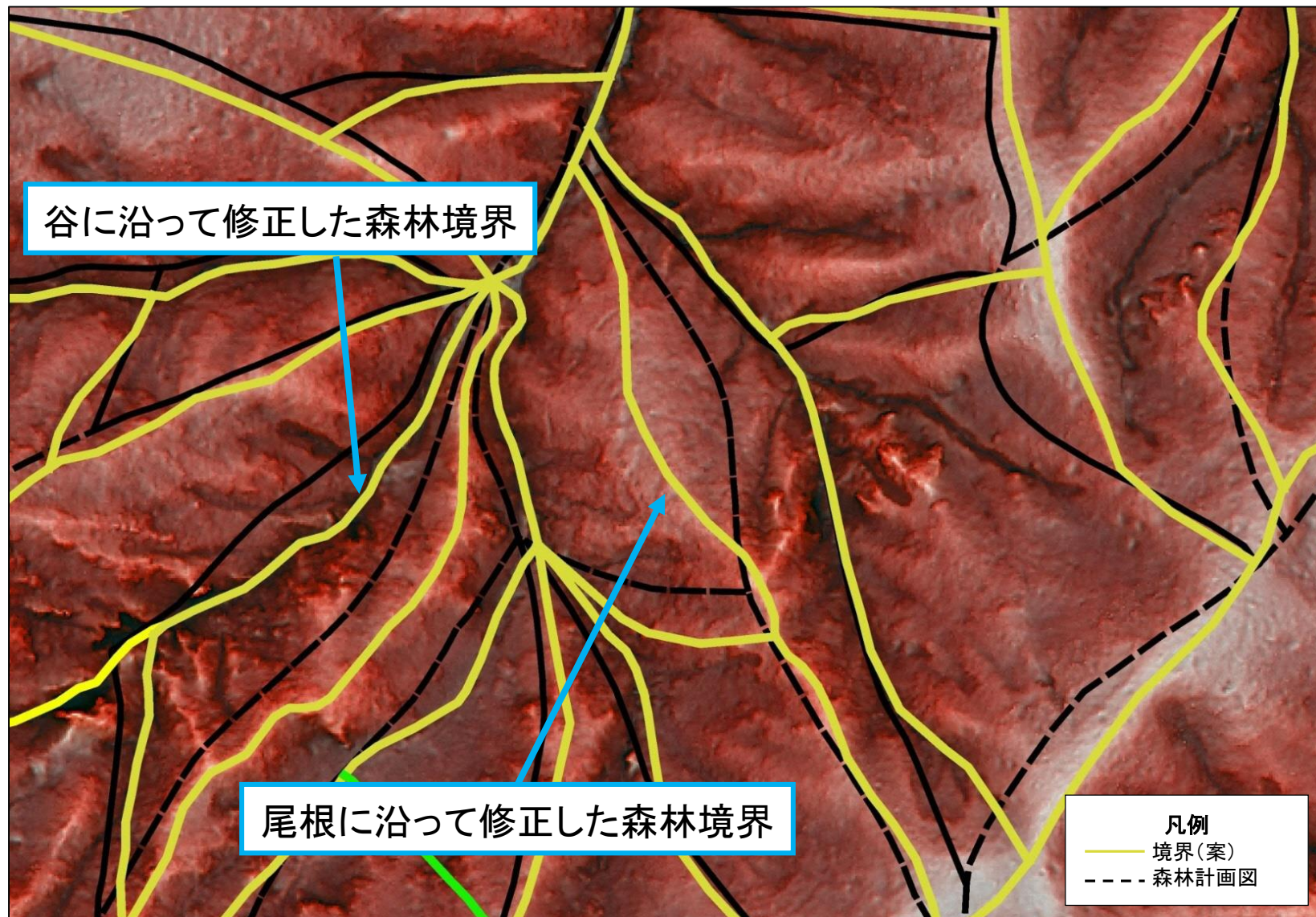
レーザ林相図から樹木の生え方の違いを確認し、森林境界(案)作成



森林境界に沿って列状に
植えられたスギ
(列状境界木)



■ 所有者界(修正案)の作成手法



地図上の地物により森林管理の境界を確認します。
土地境界を確定するものではありません

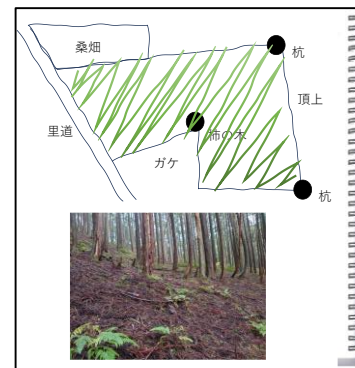
■ 森林境界(案)の参考とする根拠情報

境界(案)の確認にあたって教えて頂きたい情報

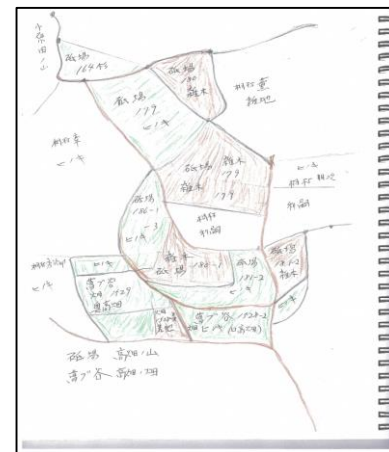
分類	内容
自然地形	尾根・谷・河川・岩
人為地形	里道・水路・田・畑・(林道・作業道)
林相	樹種・木の大きさ・境界木・列状木
その他	地積測量図など根拠資料があるもの 所有者からの証言があるもの 赤色立体地図やレーザ林相図以外 が根拠資料になるもの
不明	上記の根拠が該当せず、根拠不明のため 森林計画図に準じた場合

根拠となる資料イメージ

▼境界のヒントになる
手書き図面と写真



▶植栽状況が
分かる図面



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

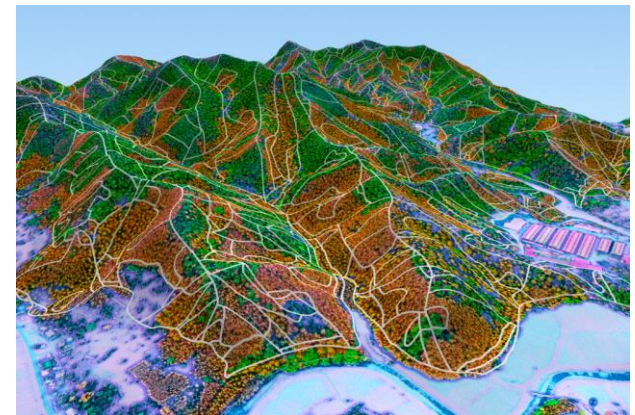
5. 今後の流れ



■ 森林境界(案)とは

- ・森林境界(案)とは、森林を**管理していくための境界(案)**です。
- ・木の種類や植えた時期の違いや尾根や谷の地形から、**木を植栽した所有者を把握**します。
- ・森林所有者が森林経営管理を市に委託するのか、自ら経営管理をしていくのかなど、**意向を確認する際に参考とする境界(案)**です。
- ・森林の持ち主を明確にするものであり、**土地境界や登記等に影響を与えるものではありません。**
- ・今後、本事業範囲で地籍調査を実施する際は、作成した**森林境界(案)を参考にする**可能性があります。

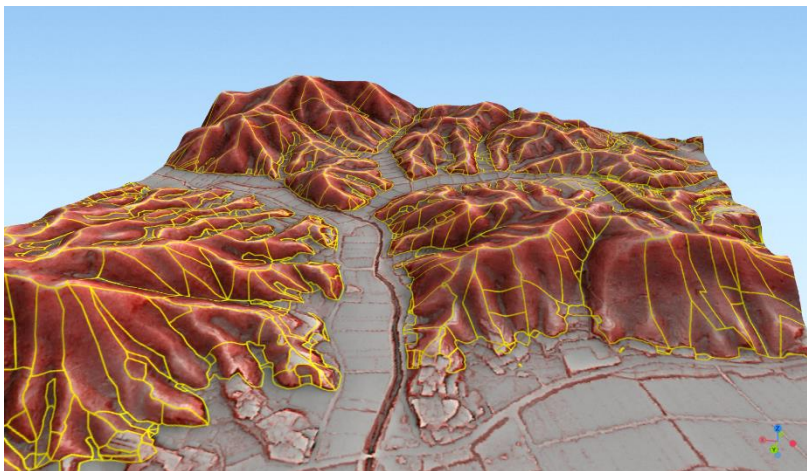
※市に委託したからといって、自ら森林経営の管理ができなくなるわけではありません。



森林境界(案)

■ 森林境界(案)とは

- 案内で右図の地番リストを送付させていただいています。
- 本事業の対象範囲に係る山林の地番(現況山林を含む)をリストに記載しています。



森林境界(案)【イメージ】

令和6年度 高島市森林境界明確化業務 (椋川区辻道・中野)

対象地番リスト

登記所有者名

※令和6年3月末時点の「登記所有者名」となります

当リストはお手元に保管ください

No	所有山林地番	登記地目	単独・共同所有
1	今津町椋川字中野 79	山林	単独所有
2	今津町椋川字中野 117-1	山林	単独所有
3	今津町椋川字中野 1318	山林	単独所有
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

■ お願い

- 境界（案）の確認にあたって以下のような根拠となる資料があれば、些細な情報でも構いませんので、ご貸与をお願いします。

- ・所有する森林の位置を示す地図や書き置き
- ・植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
- ・植林地の様子を示す写真
- ・地域に残る古地図
- ・独自に調査された地番図
- ・売買契約書

等

参考：独自に調査された地番図



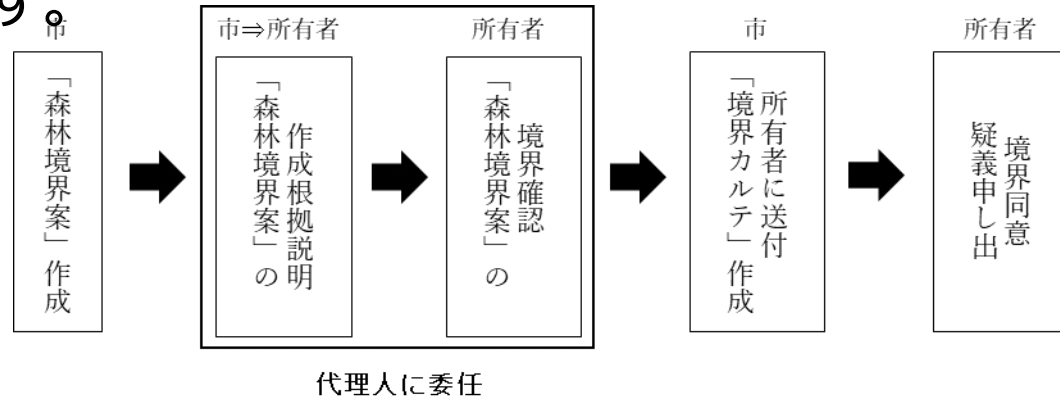
■ 質問等の受付

赤色立体地図やレーザ林相図の図面を用意しています。
山林に関する資料をお持ちいただいている方は、受付のスタッフにお声かけの程お願いいたします。

■ 委任状について

所有する森林についてお分かりでない場合は、親族や親戚、知人へ、「境界確認」を委任できます。

委任状は市より送付した案内文の封筒に同封させていただいております。



【委任状をお持ちの方】

受付に委任状受取スタッフにご提出いただきますようお願いいたします。

【委任状をお持ちでない方】

本日提出されたい方はスタッフにお声掛けいただきまして受付にて委任状を準備させていただきます。

※押印欄はサインでも問題ございません

令和6年度 高島市森林境界明確化業務（緑川区辻道・中野）

所有する森林境界についてお分かりでない方で、代理人に「森林境界確認」を委任したい場合、①～④を記入し提出をお願いします。

登記所有者 ID ☐
登記所有者名 様 ※令和6年3月末時点の「登記所有者名」

森林境界案確認委任状

私は、所有山林地番について、高島市が作成した森林境界確認を以下の者に委任します。

①記入日：令和 年 月 日

②委任する「代理人」についての記入：必要事項を記入してください

代理人の氏名・フリガナ	フリガナ
登記所有者から見た代理人との関係	※あてはまる内容に「✓チェック」を記入 ☐ 配偶者 ☐ 親・義親 ☐ 子（配偶者含む） ☐ おじ・おば ☐ 兄弟姉妹（配偶者含む） ☐ 孫（ひ孫）（配偶者含む） ☐ その他親族・知人（ ）
代理人の電話番号	【自宅】 【携帯】
代理人の郵便番号・住所	〒 住所

③当委任状を記入している方についての記入：必要事項を記入してください

今後案内等の送付先変更	※今後案内等の送付先として希望する内容に「✓チェック」をお願いします。 ☐ 変更しない ☐ 以下の修正内容に送付を変更する
記入者の郵便番号	〒 ※封筒の宛先を、あらかじめ印字しています。修正がある場合は下段に記入の程お願いします。
記入者の住所	
記入者の氏名	押印欄 認印・サイン可
記入者の電話番号	【自宅】 【携帯】

④登記所有者と当委任状を記入している方の関係：あてはまる内容に「✓チェック」を記入

登記所有者から見た記入者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親・義親 ☐ 子（配偶者含む） ☐ おじ・おば ☐ 兄弟姉妹（配偶者含む） ☐ 孫（ひ孫）（配偶者含む） ☐ その他親族・知人（ ）
------------------	--

■ アンケートについて

受付でアンケート用紙をお渡しさせていただいた方は、受付に設置しているアンケート回収ボックスに投入するか、お近くのスタッフにお渡しください。

◇受付でアンケートの聞き取りをさせていただいた方には、アンケート用紙をお渡ししておりません。

◇記入方法について質問等がある場合は、お近くのスタッフにお声がけください。

アジア航測(株)西日本支社 国土技術二課

06-4801-2251

担当：大川（携帯）

090-6970-8930

No: _____ (封筒右上に記載している No をご記入ください)

登記所有者名 又は 来場者氏名: _____

所有山林に関するアンケート

■来場いただいている方の年齢を教えてください。

「該当する内容に「✓チェック」を記入してください

	30 歳未満	60 代 (60 歳～69 歳)
	30 代 (30 歳～39 歳)	70 代 (70 歳～79 歳)
	40 代 (40 歳～49 歳)	80 代 (80 歳～89 歳)
	50 代 (50 歳～59 歳)	90 歳以上

■森林境界案の参考にするために本アンケートにご協力いただけますと幸いです。

「該当する内容に「✓チェック」を記入してください

問 1	所有山林の所在地（位置や場所）について知っていますか。	1 全部知っている 2 一部知っている 3 知らない ⇒問 4 に進んでください
-----	-----------------------------	--

問 2	所有山林の境界について把握されていますか。	1 境界を把握している 2 複数の山林を所有しており、一部のみ把握している 3 境界を把握していない
-----	-----------------------	--

問 3	現在、見回りなどの管理や間伐などの整備※をされていますか。 ※整備とは、植栽、下刈り、間伐等をいいます。	1 日常的な管理（見回り）や整備を行っている 2 日常的な管理（見回り）は行っているが、整備はしていない 3 日常的な管理（見回り）はしていないが、整備は行っている 4 日常的ではないが、数年以内に管理（見回り）や整備を行った 5 特に管理（見回り）も整備もしていない 6 わからない
-----	---	---

問 4	ご親戚や知人に森林の境界に詳しい方がいらっしゃいましたら下記の記入欄でご紹介いただけますでしょうか。	氏名: _____ 氏名: _____
-----	--	----------------------------

◇いただいた個人情報 は業務委託先と共有し、本業務のみで使用いたします。

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■今後の流れ

事業内容の説明

令和6年12月22日(日)・23日(月)

聞き取り調査、
資料収集、現地確認

令和6年12月
～令和7年1月頃

第1回報告会
調査成果の確認

令和7年1月24日(金)・25日(土)(**仮**)
所有者間の境界案の確認・調整

第2回報告会
修正成果の確認

令和7年2月21日(金)・22日(土)(**仮**)

森林境界(案)
カルテの送付、
意向調査の実施

令和7年3月～

作成した森林境界(案)をご確認いただき、意向調査および森林整備事業を進めることに同意をお願いします。
なお本同意は、境界(案)に対して、異論や主張を妨げるものではありません。

森林整備

令和7年度以降～

■ 報告会の雰囲気

